

「長野県移住・子育て向け住まい確保策検討会議PR・取りまとめ等支援業務」  
業務委託公募型プロポーザル方式実施公告

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領（平成28年3月31日付け27契検第160号。以下「実施要領」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和6年3月7日

建設部建築住宅課長

1 業務の概要

(1) 業務名

長野県移住・子育て向け住まい確保策検討会議PR・取りまとめ等支援業務

(2) 業務の目的

本業務は、移住者・子育て世帯等向けの既存住宅の市場流通を促進することを目的として施策検討を行う「長野県移住・子育て向け住まい確保策検討会議（以下「会議」という。）」に係るPR・内容の取りまとめ等について、民間事業者の視点を用いてより効果的に行うことを目的として実施する。

(3) 業務内容

- ① 会議開催にあたってのPR支援（デジタルチラシ作成）
- ② 会議記録作成（グラフィックレコーディング）
- ③ 会議取りまとめ支援（取りまとめ資料の作成）
- ④ 会議取りまとめ結果PR支援（イラストの提供）

(4) 仕様等

別添仕様書（案）のとおり。

なお、仕様書（案）の業務内容は現時点での予定であり、今後、提案内容を踏まえて、協議により変更する可能性があります。

(5) 提出を求める具体的内容の項目

- ① 業務等の実施者等の氏名及び住所
- ② 業務等の実施体制
- ③ 予算執行者との協議及び予算執行者への報告に関する事項
- ④ 業務に関する事項
  - ・業務に対する解釈、考え
  - ・配置予定技術者に係る実績(同種、類似事業に係る実績)
  - ・配置予定技術者の作品集(ポートフォリオ)…グラフィックレコーディング、チラシ、イラスト、取りまとめ資料についてそれぞれ最低2種類ずつ

(6) 業務の実施場所

長野県内

(7) 履行期間

契約日から令和7年3月14日まで

(8) 費用の上限額

330,000円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

2 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。これらの要件を満たさない者が行った実施要領第19の企画提案書の提出から第31の契約の締結までの手続は無効とします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項又は財務規則第120条第1項の規定により入札に参加することができない者でないこと。
- (2) 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日付け22建政技第337号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 法人にあつては、県税、消費税及び地方消費税、個人にあつては県税、消費税、地方消費税及び個人住民税（個人の市町村民税・県民税）を完納していること。
- (6) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者にあつては、これらに加入していること。
- (7) 県内に本店又は支店・営業所を有すること。
- (8) 過去3年以内に、同種又は類似の業務の実績（グラフィックレコーディングの作成及び会議等の内容についてイラストを用いた取りまとめ）を有していること。
- (9) 当該業務に配置する責任者及び従事者は、同種業務の経験または技術的適正を有していること。

### 3 参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出するものとします。提出期限（3（5）①）までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

#### (1) 参加申込書の作成様式

様式第3号による。

#### (2) 参加要件具備説明書類の取りまとめ様式

様式第3号の附表による。

#### (3) 参加申込書記載上の留意事項

- ① 同種又は類似の業務の実績については、成果物を添付してください。契約の相手方は国又は地方公共団体でなくても構いません。
- ② 特定の従事者を他の企業の者とする場合など、当該業務の一部を再委託する場合はその内容が分かる記載としてください。ただし、業務の全部又はその主たる部分を第三者に再委託することはできません。

#### (4) 担当課（所）・問い合わせ先

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下 692-2 長野県建設部建築住宅課建築企画係 電話 026-235-7339 ファックス 026-235-7479 メール kenchiku-kikaku@pref.nagano.lg.jp
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

#### (5) 参加申込書の提出期限並びに提出先及び方法

- ① 提出期限 令和6年3月18日（月曜日）（持参の場合の提出時間は、土曜日、日曜日及び休日は除く、午前9時から午後5時まで、それ以外の場合は午後5時まで）
- ② 提出先 3（4）に同じ。
- ③ 提出方法 持参又は郵送又はメールとします。  
ただし、郵送の場合は提出期限までに建設部建築住宅課に到達したもの、メールによる場合は、提出期限までに提出先のメールアドレスで受信できたものに限ります。郵送又はメールで提出した場合は、到達したことを電話で3（4）の担当者に確認してください。

#### (6) 応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書及び参加要件具備説明書類に基づき審査します。

(7) 非該当理由に関する事項

- ① 参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由（非該当理由）を企画提案書の提出期限（6（3）①）の3日前までに、書面により建設部建築住宅課長から通知します。
- ② 上記①の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により建設部建築住宅課長に対して非該当理由について説明を求めることができます。
- ③ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に書面により回答します。
- ④ 非該当理由の説明請求の受付
  - ア 受付場所 3（4）に同じ。
  - イ 受付時間 上記②の期間中、午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(8) その他の留意事項

- ① 応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。
- ② 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

#### 4 説明会

説明会は開催しません。

#### 5 不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

- (1) 受付場所 3（4）に同じ。
- (2) 受付期間 公告日から令和6年3月19日（火曜日）まで
- (3) 受付時間 午前9時から午後5時まで
- (4) 受付方法 業務等質問書（様式第6号）をFAX又はメール等により提出するものとします。
- (5) 回答方法 建設部建築住宅課長が求める企画提案項目に係る質問及び企画提案書の提出等の事務手続に係る一般的な質問の場合は、令和6年3月22日（金曜日）までに長野県公式ホームページで公表します。

#### 6 企画提案書の作成・提出

(1) 提出書類

- ① 企画提案書（様式第8号）
- ② 企画書（任意様式）

1（5）に示す内容を記載した企画書。任意様式ですが、別に定める仕様書（案）に示した内容を踏まえた上で、記載してください。（様式第8号の附表でも可）
- ③ 経費の見積書（任意様式）

経費の合計金額は、1（8）に示す費用の上限額以内となるようにしてください。

(2) 企画提案書に関する質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

- ① 受付場所 3（4）に同じ。
- ② 受付期間 令和6年3月19日（火曜日）まで
- ③ 受付時間 午前9時から午後5時まで。
- ④ 受付方法 業務等質問書（様式第6号）をFAX又はメール等により提出するものとします。
- ⑤ 回答方法 企画提案内容に係る質問の場合は、原則として非公開としますが、質問者に対してはFAX又はメール等により令和6年3月22日（金曜日）までに回答します。

(3) 企画提案書等の提出期限並びに提出先及び方法

- ① 提出期限 令和6年3月25日（月曜日）（土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は持参の場合は午前9時から午後5時まで、それ以外の場合は午後5時まで）
- ② 提出先 3（4）に同じ。（メールも同じ）
- ③ 提出部数 持参、郵送の場合は6部、その他の場合は1部
- ④ 提出方法 持参又は郵送又はメールとします。

ただし、郵送の場合は提出期限までに建設部建築住宅課に到達したもの、メールによる場合は提出期限までに提出先のメールアドレスで受信出来たものに限り、郵送又はメールで提出した場合は、必ず、到達したことを電話で3（4）の担当者に確認してください。

(4) 企画提案の選定基準

企画提案は、次の基準に基づいて選定されます。

項目		評価内容	配点	
1 業務の内容	業務の理解度	事業者及び配置予定技術者は業務の目的及び内容等の理解度を十分に有しているか。	65	(25)
	技術力について	配置予定技術者の作品集(ポートフォリオ)から、わかりやすく、発信力の高い成果物の作成が可能か。		(40)
2 実施体制	実施体制	業務を確実かつ適切に実施する体制が十分であるか。	10	(10)
3 業務等についての経験	業務等についての経験	同種又は類似の業務の実績を十分に有している	15	(15)
4 価格	予算配分	業務の実施に係る必要経費が適切に見積もられ、かつ、上限額の範囲内か。	10	(10)

(5) 企画提案の選定の方法

- ① 提案を評価するために、企画提案評価会議（座長1名、座長代理1名、構成員若干名）を開催し、提出書類により評価を行います。ただし参加申込者には出席を求めません。
- ② 企画提案評価会議の各構成員は項目ごとにA～Eの5段階で評価します。（「A：非常に優秀」、「B：優秀」、「C：普通」、「D：やや劣る」、「E：劣る」）
- ③ 項目ごとの評価点は、各項目の配点に対して、5段階で評価したA～Eのそれぞれ係数（A：1.0、B：0.8、C：0.6、D：0.4、E：0.2）を乗じた点数とします。
- ④ 各構成員は評価結果により順位付けを行います。同点の場合は、各構成員の判断により順位付けを行います。
- ⑤ 各構成員が行った順位付けに対し、1位は5点、2位は3点、3位は1点、4位以下は0点の順位点を付け、各構成員の順位点を総計して最も得点の高い者を委託候補者として選定します。なお、最も得点の高い者が複数だった場合は、その中から各構成員の意見を踏まえた上で、座長の判断により委託候補者を選定します。  
 なお、最も得点の高い者の評価点について、60点未満の採点を行った構成員が過半数以上いた場合は委託候補者として選定しません。
- ⑥ プレゼンテーションは実施しません。

(6) 選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項

- ① 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者に選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書により建設部建築住宅課長から通知します。
- ② 上記①以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）を見積業者非選定通知書により建設部建築住宅課長から通知します。
- ③ 見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書（様式第13号）及び企画提案評価会議

評価書（様式第9号）を長野県公式ホームページに掲載するとともに、建設部建築住宅課において閲覧に供します。

(7) 非選定理由に関する事項

- ① (6) ②の見積業者非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により建設部建築住宅課長に対して非該当理由について説明を求めることができます。
- ② 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受領した日の翌日から起算して10日以内（土曜日、日曜日及び休日は除く。）に書面により回答します。
- ③ 非選定理由の説明請求の受付
  - ア 受付場所 3 (4) に同じ。
  - イ 受付時間 上記①の期間中、午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(8) その他の留意事項

- ① 企画提案書は複数提出することはできません。
- ② 提出された企画提案書の内容は、変更することができません。
- ③ 提出された企画提案書は、返却しません。
- ④ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- ⑤ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。
- ⑥ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者は、失格とするとともに、虚偽の記載又は説明をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

7 契約書案

別添契約書（案）のとおり

8 見積書の提出

- (1) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日以内（3日目が土曜日、日曜日及び休日の場合は、休日明けまで）に、見積書（任意様式）を建設部建築住宅課長に提出するものとします。
- (2) 見積書が、(1)の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とします。
- (3) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、見積を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届を提出してください。
- (4) 見積を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはありません。

9 契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、長野県公式ホームページに掲載するとともに、建設部建築住宅課において閲覧に供します。

10 その他

(1) 契約書作成の要否

必要とします。

(2) 関連情報を入手するための窓口

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下 692-2  
長野県建設部建築住宅課建築企画係  
電話 026-235-7339  
ファックス 026-235-7479  
メール kenchiku-kikaku@pref.nagano.lg.jp

(3) 必要に応じて参加申込に関する照会を行う場合があります。

(4) 当該業務を再委託する場合は「[「自営型テレワークの適正な実施のためのガイドライン」](#)（平成30年2月厚生労働省改定）を遵守すること。